

平成19年3月14日

各 位

三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

不祥事件の発生について

この度、中央三井信託銀行において下記不祥事件が発生致しました。当社としましては、かかる不祥事件が発生しましたことを深く反省するとともに、お客さまをはじめ、関係者の皆様に心よりお詫び申し上げます。

今後、内部管理態勢の一層の充実を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

記

1. 事件の概要

- (1) 当社に勤務していた元嘱託社員（横浜駅西口支店）が、ビジネスローンの融資に関して、一部のお客さまに虚偽の説明を行ったうえで、不正に手数料名目で現金を收受し、これを着服している事実が社内調査で確認されました。着服件数および金額は8件、4,435千円です。
- (2) 当該不祥事件につきましては、関係機関への報告を済ませております。

2. 本件の対応について

(1) 再発防止策について

当該不祥事件の発生を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り再発防止並びに信頼回復に全力で取り組んで参ります。

(2) 関係者の処分

当該職員につきましては、本年1月26日付にて懲戒解雇処分とするとともに、管理者についても、社内手続きに則り厳正な人事処分を行いました。

(3) その他

被害をうけられたお客さまに対しては、当社が被害額を全額弁済いたしました。

以 上